

2010年9月27日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋 様

武豊町長 初山 芳輝  
(公印省略)

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての回答

### 【陳情事項】

#### 【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答

介護・福祉サービスにつきましては、介護保険法及び福祉関係法に準じ施行してまいります。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回答

国には、財政破綻を防ぎつつ、安定した社会保障制度を構築することを期待しています。町独自の施策あるいは上乘せについては、今後も町行財政の効率的・効率的な運営を行う中で、総合的に判断していきます。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

回答

サービスの制限が目的ではなく、税の公平性の保持及び自主財源の確保、滞納の抑止と納税折衝機会の拡大のために実施しているもので、現行のとおり実施してまいります。

#### 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答

保険料につきましては、現行のと通りの減免制度で実施してまいります。

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答

低所得者介護制度等利用負担扶助事業を、今後も実施してまいります。

- ③ 「訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

回答

厚労省通知の通りに運用、周知をしてまいります。

- ④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が

確保できるよう助成制度を設けてください。

回答

現行制度で実施してまいります。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答

町単独事業での財政的な支援は、考えておりません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、毎日最低1回の配食を実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答

配食サービスにつきましては、現行のとおり実施してまいります。

②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答

現行制度で実施してまいります。

イ. 高齢者や障がい児などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答

地域巡回バスは、現在試行中であります。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答

憩いのサロン事業を展開中であります。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回答

高齢者住宅の整備は考えておりません。

・(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答

現行制度で実施してまいります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答

要介護認定者の内、障がい者控除の対象になる方すべてに通知ができるよう、必要な予算措置、システム改修に努めてまいります。

## 2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答

現行制度で実施してまいります。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答

「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付等に関する要綱」に基づき実施してまいります。

- ③ 後期高齢者医療制度に加入しない 65～74 歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答

現行制度で実施してまいります。

## 3. 子育て支援について

- ①18 歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答

現行制度で実施してまいります。

- ②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前 14 回、産後 1 回を無料で受けられるように助成してください。

回答

昨年度から引き続き、県内の医療機関において無料で受診できる妊婦健康診査受診票を 14 枚、産婦健康診査を 1 枚交付しています。

また、里帰り出産などで県外へ行かれる妊産婦への対応として、償還払制度も実施しています。

- ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

回答

現行制度で実施してまいります。申請書の受付は市町村の窓口でも受け付けています。また、民生委員の証明はありません。

## 4. 国保の改善について

- ①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

回答

県下一斉の事業なので単独での行動はできないと考えます。

- ②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)にしてください。

回答

被保険者(世帯数・人員)は年々増加し、使われる医療費等も増え、運営自体も年々たいへん厳しい状況になってきています。一般会計からの繰り入れも年々増加し、平成21年度は約1億2000万円となり、平成22年度は約2億2500万円を予算計上しております。そのため、加入世帯にも最低限のご負担をしていただくという考えで賦課をしています。減免制度については、現行制度を継続します。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面一般会計による減免を実施してください。

回答

他市町の状況等を踏まえ検討はしますが、現在は考えていません。現行制度を継続します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答

現在は考えていません。現行制度を継続します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答

現在は考えていません。現行制度を継続します。

### ③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答

資格証世帯員であっても、平成22年度より18歳到達の年度末まで短期証を郵送しています。また、国民健康保険法第9条の規定に基づき実施してまいります。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回答

給付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

回答

短期被保険者証を交付してまいります。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答

生活実態を無視した徴収や差押さえなどは行っていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシをおくなど、制度を広く住民に周知してください。

回答

「武豊町国民健康保険医療費一部負担金減免等事務取扱基準」を設けて実施しています。

5. 障がい者施策の充実について

① 現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

回答

現行制度で実施してまいります。

自立支援医療(精神通院医療)については、医療費は無料です。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

回答

法令に基づき実施してまいります。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

回答

財政状況を考慮しつつ、事業内容の充実に努めてまいります。

エ. 施設利用者に対する食費・光熱水費の自己負担を撤廃してください。

回答

現行制度で実施してまいります。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

回答

現行制度で実施してまいります。

② ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

町自体での増設は考えておりません。

・6. 健診事業について

① 「特定健診、がん検診、歯周疾患検診は年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答

特定健診、歯周疾患検診は無料。がん検診は自己負担金をいただいています。

特定健診は5～7月、がん検診は通年、歯周疾患検診は9～11月に実施します。

特定健診は個別検診と集団検診の併用、がん検診は集団検診の単独、歯周疾患検診は個別検診の単独で実施しています。

② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を年1回無料で受けられるようにしてください。

回答

職場などで検診の機会がない18～39歳の方を対象に、血圧測定、血液検査、尿検査、問診を無料で実施しています。

・7. 予防接種について

① ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチン

の任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

回答

国や県の動向を参考にしながら、判断したいと考えます。基本は国の政策と考えています。

② 上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

回答

上記任意接種ワクチンの定期接種への移行について、愛知県町村会から働きかけをお願いしていただきます。

## 8. 生活保護について

① 憲法 25 条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

回答

引き続き、適切に対応してまいります。

② 就労支援や生活指導を個別でいねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

回答

現状の体制で対応してまいります。

## 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度に戻してください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④ 18 歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥ 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦ 障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしてまいります。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない 65～74 歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいがある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・光熱水費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をまいります。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をまいります。